

各位

会社名 株式会社東日本地所
(コード番号 139A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 黒岩 主信
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 山田 義夫
TEL 048-711-7371
URL <https://higashi-nihonjisho.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月31日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的に会計監査人を設置するため、定款変更をするものであります。選任予定の会計監査人については、本日付け「会計監査人の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 (新設)	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. <u>会計監査人</u>
第5条～第25条 (条文省略)	第5条～第25条 (現行どおり)
第26条 (取締役の報酬等)	第26条 (取締役の報酬等)

<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第34条（条文省略）</p> <p>第35条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第6章 計算 第37条～第40条（条文省略）</p>	<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第34条（現行どおり）</p> <p>第35条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第36条（現行どおり）</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条（<u>会計監査人の選任方法</u>） <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>第38条（<u>会計監査人の任期</u>） <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第39条（<u>会計監査人の報酬等</u>） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算 第40条～第43条 （条数繰り下げ、条文は現行どおり）</p> <p>付則 2026年(令和8年)3月31日改定</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	2026年3月31日（火）
定款変更の効力発生日	2026年3月31日（火）

以上